



規制改革推進会議 投資等WG提出資料

令和2年12月15日

警察庁交通局

- ・ 規制改革実施計画（令和2年7月17日）の規制改革事項6 a、bについて、要望を踏まえ、必要な措置について検討
- ・ 警察庁ホームページの充実（特設ページの新設）及び都道府県警察への事務連絡の発出により、**12月11日に措置**

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	取組状況
6	自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の利活用	<p>a 「<u>自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン</u>」（平成28年5月）の「<u>6 テストドライバーに関連する自動走行システムの要件</u>」の趣旨は、<u>実験車両の自動走行システムが道路交通法をはじめとする関係法令を遵守することが確保できない開発段階のものであることを前提に、システムでは対応できない場面（緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時）においてテストドライバーが必要な操作を行うことを求めるものであることを適切な方法で公表・周知する。</u></p>	令和2年 検討開始、 結論を得 次第速や かに措置	警察庁	措置 済み
		<p>b 「<u>自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準</u>」（令和元年9月）の「<u>2 許可期間</u>」について、<u>同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項については、過去の申請書類の写しの提出を認めるなど、手続きを円滑化するように周知する。</u></p> <p>また、<u>無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確であれば、許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能である旨を明確化し、周知する。</u></p>			

規制改革実施計画を踏まえ、自動運転の公道実証実験に必要な手続等の周知・広報を以下のとおり強化

警察庁ホームページ内に特設ページを新設（12月11日）【参考資料1】

- 自動運転の公道実証実験に初めて携わる者（新規参入事業者や自治体等）を想定し、必要な手続等について分かりやすく解説。



改定のポイント

● 規制改革事項に対応

- ・ ガイドライン（※1）の趣旨（6a）の明記
- ・ 許可基準（※2）について、許可期間が6か月を超えることも可能とする旨（6b後半）の明記

● 相談窓口の明示

都道府県警察交通企画（総務）課を窓口として明示

● 説明資料の充実【参考資料2-1～2-4】



※ 現在、ホームページの更なる充実に向けた検討中
（随時ホームページに反映予定）

- 事前相談における確認事項リストの掲載 等

※1 自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン
 ※2 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準

事務連絡を发出（12月10日）

- 都道府県警察に対して、事務連絡「自動運転の公道実証実験への対応に係る留意事項について」を发出し、ガイドライン及び許可基準の取扱いについて周知。
 - ・ ガイドラインの趣旨（6a）を踏まえた助言を行うこと
 - ・ 許可基準について、手続を円滑化する（6b前半）こと
 - ・ 許可基準について、許可期間が6か月を超えることも可能とする（6b後半）など、実証実験の内容に応じた柔軟な対応をとること
- 事務連絡は特設ページにも掲載。

等

既存のバス停の利用要望への対応

背景

○ 概要

以下の場所については、駐停車が禁止されている。

- ・バス停を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分
(当該バス停に係る運行系統に属する乗合自動車の運行時間中に限る。)

○ 趣旨

公共交通機関である乗合自動車の通行を保護し、その迅速かつ円滑な運行を確保
(これにより、利用者の安定的な輸送を確保)

今後の検討の方向性

○ バス事業者との連携による対応

- ・バス事業者の関与を得て、バス停に係る運行バスを利用する者の安定的な輸送の確保に資するものについては、バス停での駐停車を可能とする方向で関係機関と検討。

○ 「駐車可」の標識による対応

- ・バス事業者の合意がある場合、交通規制によりバス停での駐停車は可能
→ 標識等の資機材による交通規制の周知方法については、負担軽減策を検討

特別装置自動車(※)の公道実証実験に係る 施設内審査の合理化に向けた検討

(※) 手動による運転時は通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置で操作する自動車

背景

○ 施設内審査の概要

特別装置自動車の公道実証実験について、公道での走行に先立ち、実験施設等において、法令にのっとり特別な装置を使用して手動で走行させることができるかを確認するもの



○ 施設内審査の審査内容

例) 指定場所における一時停止や右左折、見通しのきかない交差点の通過等の項目について、法令にのっとり走行させることができるか

実証実験の区間や環境等を踏まえて、審査項目を個別に設定することもある。

例) 公道から右折で路外施設へ入るといった内容が含まれる実験において、右折時における対向直進車両に対する対応を審査項目にする。

今後の検討の方向性

○ 警察庁における合格者の全国一括管理に向けた検討

- ・施設内審査に1度合格した者が再度受験する必要がないようにすべく、まずは、審査項目や合格基準、合格の有効期間等の統一化を検討中

車両への信号情報提供の取組

- ・公道実証実験のため、信号情報を車両に対して提供する無線装置を信号制御機に接続する機会を民間事業者を提供
- ・内閣府のSIP(戦略的イノベーション創造プログラム)において、自動運転車両等への信号情報提供に関する研究開発を実施

「信号制御機に接続する無線装置の開発のための実験に関する申請要領」
“原則として1年間とし...”

実験の実施に1年以上を要する場合には、個別にご相談ください。”

→警察庁ホームページ上でも明記予定

レベル4を前提とした場合における

自動運行に関与する者に求めるべき能力や資格

背景

○ 概要

旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は第二種免許を受けなければならない。

○ 趣旨

- 多数の乗客を運送することを目的とする旅客自動車の運転については、乗客の安全確保のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること等を踏まえ、設けられているもの。

※ 現状

- 道路使用許可を受けて実施する公道実証実験について、監視・操作者は、実験車両の種類に応じ、必要な運転免許を受けている必要。

道路における自動運転車両の優先的な取扱い

優先通行帯の設定

背景

○ 概要

- 路線バス等以外の自動車は、路線バス等が後方から接近してきた場合に交通の混雑のため優先通行帯から出ることができないようなこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならない。
- また、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、速やかに当該車両通行帯の外に出なければならない。

○ 趣旨

- 路線バス等の定時、定速走行の確保（これにより、利用者の安定的な輸送を確保）

歩行者用道路での車両走行許可

背景

○ 概要

- 歩行者用道路の交通規制は、以下の道路等で実施。
 - 通学、通園、通勤、買物、レクリエーション、散策等を目的とする歩行者の通行が多い道路
 - 福祉施設等付近で高齢者、身体障害者等の通行が多い道路
- 車両の通行が認められるのは、以下のような社会生活を営む上でやむを得ないと認められる場合
例：身体障害者を輸送すべき相当の事情がある場合

○ 趣旨

- 車両の通行を禁止し、併せて歩行者の通行方法に関する制限を解除することにより、歩行者の安全と良好な生活環境を確保しようとするもの。

今後の検討の方向性

- 従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転について、有識者を交えた調査検討委員会を開催している。
- 2022年度目途の限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、遠隔監視者を含む自動運行に関与する者（※）等の役割を含めたルールの在り方について検討しているところ。 ※ 従来の「運転者」ではなく、状況把握、連絡等の役割を果たすことが求められ得る者。

【調査検討会における有識者の御意見】

交通環境等が各地で異なること、自動運転システムだけで対応できない部分を地域との連携を図ることでカバーできること、個別の運行ケースによって遠隔に存在する者の役割が異なり得ること等を踏まえて、ルールの在り方を検討する必要がある。

- 有識者の御意見や技術開発の動向を踏まえつつ、道路交通の安全を確保するための交通ルールの在り方について検討を進めていく。

自動運転の公道実証実験について

警察では、自動運転の早期実現を支援するため、各種取組を実施しています。

このページでは、道路において自動運転の実証実験を安全・円滑に実施できるよう、道路交通法に基づく必要な手続等について解説します。

0. 自動運転の公道実証実験の基本～十分な安全の確保

道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としています。

歩行者・自転車利用者や子供、高齢者、障がい者等を含む一般の道路利用者が交通のために利用する公道において、いまだ実用化されていない自動走行システムを用いて車両を走行させることは、交通の安全と円滑の確保に支障を及ぼす場合があります。

道路において自動運転の実証実験を実施するに当たっては、道路交通法第77条に基づく道路使用許可を受けなければならない場合がありますが、**道路使用許可の要否にかかわらず、道路交通法を遵守し、十分な安全確保措置を講じてください。**

他方で、道路外で自動運転の実証実験を実施する場合は、道路交通法の適用を受けず、道路使用許可も必要ありませんが、その場合であっても、同様に十分な安全確保措置を講じてください。

なお、実験場所が「道路」に該当するかどうかの判断については、実施場所を管轄する都道府県警察に相談してください。

- ◆ 「道路」の定義について
[道路使用許可の概要、申請手続等](#)（警察庁HP）
- ◆ 都道府県警察への事前相談について
[都道府県への事前相談窓口](#)（ページ下部）

1. 道路使用許可が必要となる場合

自動運転の公道実証実験は、道路において主として以下の行為を行おうとする場合に、所轄警察署長等による道路使用許可が必要となります。

<道路使用許可が必要となる実験例>

- 遠隔型自動運転システムの実証実験
- 通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置で操作する自動車（特別装置自動車）の実証実験
- 自動配送ロボットなど、自動走行するロボットの実証実験

（1）遠隔型自動運転システムの実証実験及び特別装置自動車の実証実験について



警察庁では、遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車の公道実証実験について、「**自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和2年9月）**」を公表し、許可に係る審査の基準や指導事項などを示しています。

- [本文](#) （PDF）
- [概要資料](#) （PDF）



- 主な内容
都道府県警察における許可申請に対する取扱いの基準について、下記の主な共通事項のほか、遠隔型自動運転システムと特別装置自動車についてそれぞれ満たすべき個別事項

を整理

- 許可に係る審査の基準
- 許可期間
 - ※ 「2 許可期間」の趣旨
 - 一般的に自動運転技術は季節による天候の変化、道路工事の実施等、実験場所の道路状況の変化等によってその作動状況等に影響を受ける可能性があるものであることから、許可期間を原則として最大6か月とするもの。
 - また、無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる行為が明確であれば、許可期間を6か月を超える範囲とすることも可能。
- 許可に付する条件
- 許可に係る指導事項
- 参考資料
 - 道路使用許可に基づき実施する公道実証実験の流れについて
 - [【参考】遠隔型自動運転システムの公道実証実験の流れの例](#) 
 - [【参考】特別装置自動車の公道実証実験の流れの例](#) 
 - 一般的な道路使用許可の概要、道路使用許可の申請手続等について
 - ◆ [道路使用許可の概要、申請手続等](#)（警察庁HP）


(2) 自動配送ロボットの公道実証実験について

警察庁では、自動配送ロボットの公道実証実験について、「**自動配送ロボット（近接監視**

- ・**操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順**」を公表しています。
- ◆ [自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順](#) 

2. 道路使用許可が必要でない場合

現行法上、次の条件を満たせば、**場所や時間にかかわらず、道路使用許可を受けずに道路での自動運転の実証実験を行うことが可能**です。

- 公道実証実験に用いる車両が道路運送車両の保安基準の規定に適合していること（基準緩和の認定を受けている場合を含む。）
 - ◆ [道路運送車両の保安基準](#)（昭和26年運輸省令第67号）について [道路運送車両の保安基準等](#) （国土交通省HP）
- 運転者となる者が
 - 公道実証実験に用いる車両の運転者席に乗車して、
 - 常に周囲の道路交通状況や車両の状態を監視（モニター）し、
 - 緊急時等には、安全を確保するために必要な操作を行うこと
- 道路交通法をはじめとする関係法令を遵守して走行すること

自動走行システムの公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）

警察庁では、「**自動走行システムの公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）**」を公表し、**特別の許可や届出なしに実施可能な公道実証実験の対象を明確化**しています。

- ◆ [本文](#) （PDF）
- ◆ [概要資料](#) （PDF）



- 主な内容
 - 具体的な安全確保措置の例
 - 実証実験に携わるテストドライバー（緊急時に必要な操作を行うために運転者席に乗車する者）の要件
- ※ 「6 テストドライバーに関連する自動走行システムの要件」の趣旨

本項の趣旨は、テストドライバーが、システムでは対応できない場面（緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時等）において必要な操作を行うことを求めるものです。本ガイドラインでは、実験車両の自動走行システムが道路交通法をはじめとする関係法令を完全に遵守できることを前提としてはいません。

- ・ 交通事故の場合の措置等
 - ・ 関係機関に対する事前連絡
- ※ 新規性の高い技術を用いた自動走行システムに関する公道実証実験や大規模な公道実証実験を実施する場合
- ◆ [都道府県警察への事前相談窓口](#)（ページ下部）


3. 都道府県警察への事前相談窓口

実施場所を管轄する警察（各都道府県警察本部交通部交通企画（総務）課）

- ※ 新規性の高い技術を用いた自動運転システムに関する公道実証実験や大規模な公道実証実験を行う場合、道路使用許可を必要とする公道実証実験を行う場合、実施場所が道路に当たるか否か判断できない場合等は、十分な時間的余裕を持って、相談してください。
- ◆ [都道府県警察本部リンク](#)（警察庁HP）

4. その他

なお、警察庁から全国の都道府県警察に対しては、自動運転の公道実証実験への対応に係る留意事項について、以下のように周知しております。

- [自動運転の公道実証実験への対応に係る留意事項について（令和2年12月10日警察庁交通部課理事官等事務連絡）](#) 

[< 前のページに戻る](#)

自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月策定）

■ 特別の許可等なしに実施可能な公道実証実験の対象を明確化。

<基本要件>

- ▶ 実験車両が道路運送車両の保安基準の規定に適合していること（緩和認定を含む）
- ▶ 実験車両の運転者席に乗車したテストドライバーが
 - ・常に周囲の交通状況や車両の状態を監視し、
 - ・システムでは対応できない場面において必要な操作を行うこと（緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時等）
- ※ 開発段階の自動走行システムであっても、システムでは対応できない場面等においてテストドライバーが必要な操作を行うことが可能であれば、ガイドラインに基づき、公道実証実験が可能
- ▶ 道路交通法を始めとする関係法令を遵守して走行すること

<道路使用許可が必要な場合>

- ・車内に存在する監視・操作者が、通常のハンドル・ブレーキとは異なる特別な装置で操作する場合
- ・監視・操作者が遠隔に存在し、実験車両の運転者席に乗車しない遠隔型自動運転システムの場合

■ テストドライバーが運転者としての義務及び責任を負うこととなる。

<主な内容>（※）法令により義務付けられている事項

テストドライバーの要件

- 必要な運転免許の保有（※）
- 運転者としての義務及び責任の認識（※）
- 実験車両の自動走行システムの仕組みや特性への理解、操作の習熟
- 常に周囲の道路交通状況や車両の状態を監視（モニター）し、緊急時等に直ちに必要な操作を行うための体勢（※）

- ・必ずしも走行中常にハンドル等の操作装置を把持している必要はない
- ・見通しの悪い場所又は交通量が多い場所等、緊急時の操作を行う蓋然性が高い状況では、操作装置を把持し、又は瞬時に把持できるよう手を操作装置の至近距離の位置に保つべき

公道実証実験の内容等に即した安全確保措置

- 公道走行前の実験施設等における安全性の確認
- 公道実証実験の段階的な実施
想定外の事態が比較的生じにくい環境から実施
- 実験内容等に応じた適切な安全確保措置
 - ・自動走行システムの状況等の監視（モニター）者の配置
 - ・自動運転の実証実験中である旨の表示
 - ・地域住民等への周知



テストドライバーに関連する自動走行システムの要件

- テストドライバーによる緊急時の操作を可能とする仕様（※）
- システムとテストドライバーの間における適切な権限委譲が行われる仕様
自動走行システムが警報音の発報により自動走行の開始又は終了を明確に表示すること等
- 適切なサイバーセキュリティの確保

交通事故の場合の措置等

- 事後検証を可能とする措置
公道実証実験中の実験車両に係る各種データの保存
- 交通事故の場合の措置
 - ・テストドライバーは直ちに運転を停止して、負傷者を救護するなど必要な措置を講じ、警察官に当該交通事故の状況等を報告（※）
 - ・実施主体は、再発防止策を講ずるまでの間、同種の公道実証実験の実施を控える。
- 賠償能力の確保

関係機関に対する事前連絡

- 新規性の高い公道実証実験や大規模な公道実証実験を実施する場合には、必要な助言を受けるため、十分な時間的余裕を持って、下記関係機関に対し、事前連絡する。
 - ・実施場所を管轄する警察（各都道府県警察本部交通部交通企画（総務）課）
 - ・道路管理者
 - ・地方運輸局及び沖縄総合事務局

自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（平成29年9月策定、令和2年9月最終改訂）

■ 遠隔型自動運転システム（※1）及び特別装置自動車（※2）の公道実証実験について、道路使用許可を受けることにより実施可能なものとして整理し、都道府県警察における許可申請に対する取扱いの基準を明確化。

■ 監視・操作者が運転者としての義務及び責任を負うこととなる。

<主な共通事項>

許可に係る審査の基準

■ 実験の趣旨等

-自動運転の実用化に向けた実証実験であること

■ 実施場所・日時

-一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼす場所及び日時が含まれないこと

■ 安全確保措置

-最高速度
交通の状況、道路環境等に鑑みて十分な猶予をもって安全に停止できる速度とすること

-自動運転の公道実証実験中である旨の表示

許可期間

原則として最大6か月

ただし許可の対象となる内容が明確であれば許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能

■ 実験車両等の構造等

-道路運送車両の保安基準の規定に適合していること（緩和認定を含む）

-乗客を乗せて走行することを予定しているときには、できる限り急ブレーキ等にならないなど、乗客の安全にも十分配慮すること

■ 監視・操作者となる者

-教育・訓練の実施

法律上の運転者としての義務・責任の認識

-必要な運転免許の保有

許可に付する条件

■ 実施場所、実施日時等

-申請に係る場所及び日時並びに実施計画に従った走行方法での走行

■ 実験車両を自律走行させる場合に付する条件

-本走行は、公道審査を経て行うこと

(注1)

(注1) 警察官等が、実験区間（公道）で自律走行の安全性や緊急時の安全な介入操作等を審査

■ 走行方法

-監視・操作者は、実験車両が走行している間、走行する方向の状態等を監視し、緊急時等に直ちに必要なお操作を行うことができる状態を保持すること

許可に係る指導事項

賠償能力の確保、地域住民等への事前広報又は事前説明、

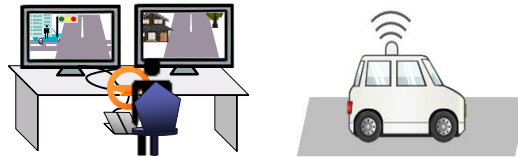
道路管理者への事前協議等、

特異事案の所轄警察署長への通報及び再発防止策の報告、関係法令の遵守

<主な個別事項>

遠隔型自動運転システム（※1）

(※1) 自動車から遠隔に存在する監視・操作者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転システム



許可に付する条件

■ 交通事故の場合の措置等

-交通事故があったときは実験車両内の者に協力を求めること

許可に係る指導事項

適切なサイバーセキュリティの確保

許可に係る審査の基準

■ 実施場所・日時

-必要な通信環境を確保できる場所であること

■ 安全確保措置

-実験の関係者が現場に急行することができる体制の整備
-通信遅延や遠隔監視・操作者の視野の限界を踏まえた安全対策の徹底

■ 実験車両等の構造等

-遠隔監視・操作者が、映像及び音により、通常の自動車の運転者と同程度に実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握できること
-通信遅延の際に自動的に安全に停止すること

■ 1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる場合

-1対1型の公道実証実験を実施していること
-同時に監視・操作する実験車両の数を増やす場合は、原則として1台ずつ増やすこと

特別装置自動車（※2）

(※2) 手動による運転時は通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置(コントローラ等)で操作する自動車

車内監視・操作者



許可に付する条件

■ 実施場所・日時等

-車内監視・操作者が、警察官等による施設内審査及び路上審査に合格していること。
(注3)

(注2) 警察官等が、実験施設等で特別装置による手動走行の安全性等を審査

(注3) 警察官等が、実験区間（公道）で特別装置による手動走行の安全性等を審査

備考

■ 遠隔自動運転システムの操作装置がコントローラ等の場合

-実験車両を自律走行させるための公道審査は、施設内審査及び路上審査に合格し、実験車両を手動で走行させることができることを確認した上で行うこととする。
(注2) (注3)

遠隔型自動運転システムの公道実証実験の流れの例

実験実施主体

道路使用許可申請の準備
(実施計画の作成等)

道路使用許可申請書類の作成

公道審査に向けた準備等

実証実験実施 (自律走行)

警察

都道府県警察本部
交通部担当課等

実験場所を管轄する警察署

申請内容の審査・許可条件の検討等

事前相談

計画内容に応じた助言等

許可申請

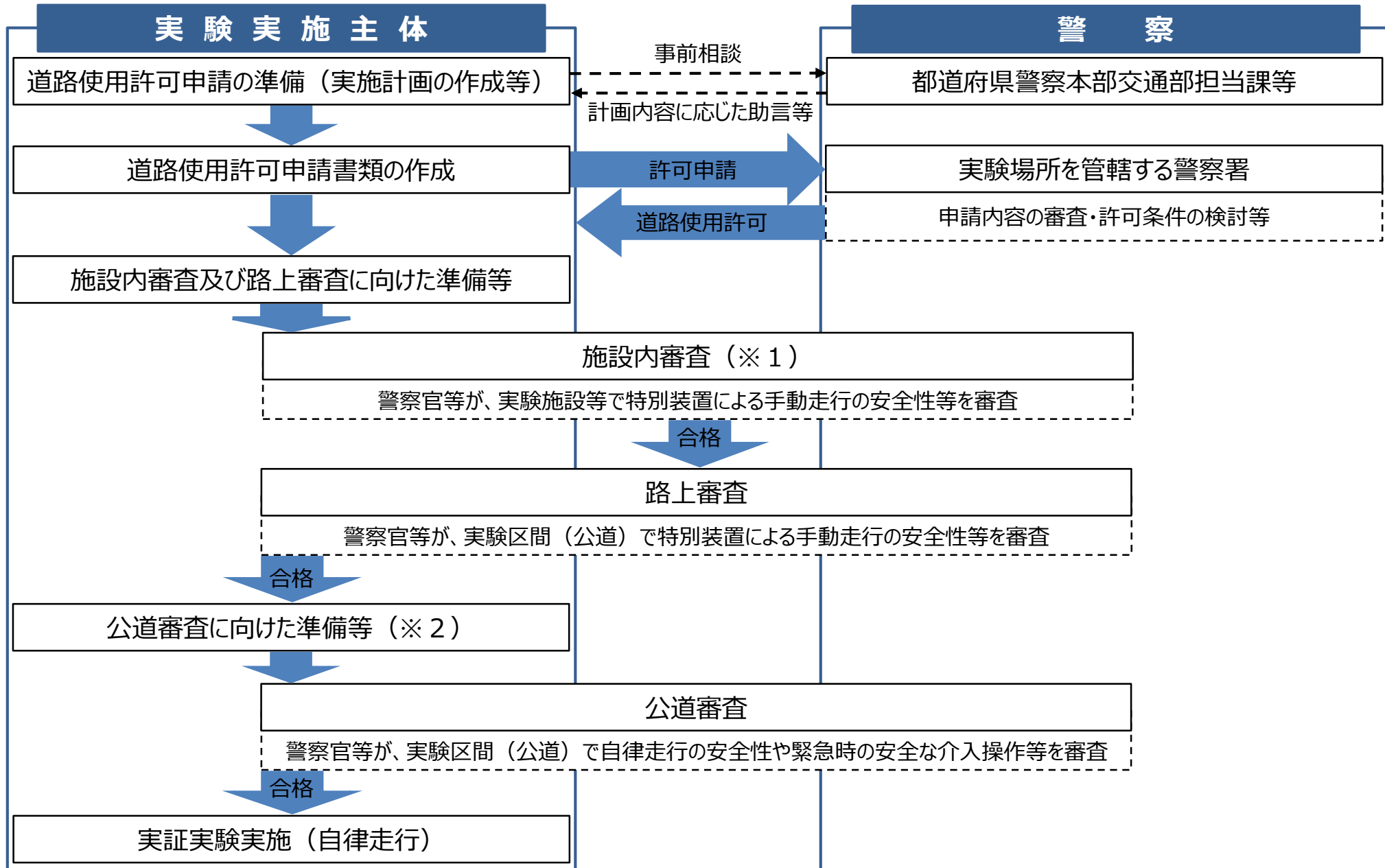
道路使用許可

公道審査

警察官等が、実験区間 (公道) で自律走行の安全性や
緊急時の安全な介入操作等を審査

合格

特別装置自動車の公道実証実験の流れの例



※1 双方の準備が整えば、施設内審査は道路使用許可を受けていなくても実施可能です。

※2 手動走行（マッピング等）が必要な場合には、このタイミング以降（路上審査合格後）に実施してください。